

コープ健康スポーツクラブ クラブ会則

この会則（以下「本会則」という）は、生活協同組合コープこうべ(以下「コープこうべ」という)が、コープ健康スポーツクラブにおいて、円滑なサービス提供を行うために必要な事項を定めるものです。

この会則に定めのない事項は、別途の利用案内や館内諸規則に記載するルールによります。

第1条（名称・目的）

このスポーツクラブは、「コープ健康スポーツクラブ」（以下、「本クラブ」という）と称し、会員が本クラブの施設を利用し、心身の健康維持・増進、会員相互の親睦を図ることを目的とします。

第2条（管理運営）

本クラブはそのすべての施設を、コープこうべが所有する生活文化センター西館（神戸市東灘区田中町5-3-20）内に置き、運営・指導を（株）社会体育開発研究所に委託して実施します。

第3条（会員制度）

本クラブは、会員制とします。

- 2 コープこうべの組合員は、第5条に定める入会手続きを行い、これを本クラブが承認することで、会員として本クラブの諸施設を利用することができます。
- 3 会員種別、および会員種別ごとの定員、本クラブ諸施設の利用範囲、条件ならびに特典については別途利用案内等で定めます。
- 4 本クラブの会員資格は、第10条に定める退会手続きを経て退会とならない限り、継続です。
- 5 本クラブは、会員種別を新設、変更または廃止することがあります。
- 6 会員は、会員種別の変更を希望する場合、本クラブ所定の手続きをとるものとします。この場合、本クラブは所定の手数料を申し受けます。

第4条（入会資格）

本クラブの入会資格は、次のとおりとします。

- (1) コープこうべの組合員または同居の家族であること
- (2) 満16歳以上であること
- (3) 本会則、および本クラブの定める諸規則を遵守することに同意していること
- (4) 医師から運動または入浴を禁じられていないこと
- (5) 入会時に健康問診を受け、本クラブの諸施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブへ申告し、かつ本会則の遵守および自己責任において諸施設を利用する旨

- の誓約書を提出すること
- (6) 過去に本クラブまたは他社の運営するスポーツクラブ等から除名またはこれに類する処分を受けたことがないこと
 - (7) 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体またはその関係者、その他反社会的勢力ではないこと
 - (8) 刺青・タトゥーをしていないこと
 - (9) 感染症または感染のおそれのある疾病に罹患していないこと
 - (10) 入会に先立って、他人に迷惑を及ぼすおそれがある等、本クラブが好ましくないと判断する事項がないこと

第5条（入会手続き）

第4条に定める入会資格を満たし、本クラブに入会を希望する方は、本会則および本クラブが定める諸規則に同意のうえ、所定の申込書により申し込むものとします。

- 2 入会時には、第8条に定める月会費等の振替に利用する金融機関の口座の登録が必要です。
- 3 入会希望者が未成年者の場合は、親権者の同意を得ることとし、親権者は本会則および当施設の諸規則に定める会員としての義務を、会員に遵守させる責任を負うものとします。
- 4 入会申込者は、本クラブが入会を承認する場合、入会時に第8条に定める月会費の2カ月分を現金にて支払うものとします。
- 5 本条1項から3項にかかわらず、入会希望者（入会希望者が未成年者である場合はその親権者も含む）がコープこうべの他事業のご利用を含め、過去に商品・サービスの利用代金等の支払い延滞や、過剰な要求によるトラブルがあった場合等、円滑なサービス提供に支障があると考えられる場合には、入会をお断りすることがあります。

第6条（会員証）

前条の手続きを完了した方を本クラブの会員とし、会員証を交付します。会員は、本クラブ諸施設を利用する時は、会員証を提示しなければなりません。

- 2 会員証はこれを他人に譲渡・貸与できません。

第7条（会員資格の譲渡・貸与の禁止）

本クラブの会員資格はこれを他人に譲渡・貸与できません。

第8条（費用等）

会員種別ごとの月会費、その他の諸費用については、別途利用案内等で定めます。

- 2 会員は、月会費等について、当月分を毎月5日（5日が金融機関休業日の場合、翌営業日）に、会員が登録した金融機関の口座からの振替により、支払うものとします。ただし、入会后初回の支払いは入会時に現金で、また金融機関口座振替の登録手続きが完了するまでの期間は本クラブの指定する方法で支払うものとします。

- 3 残高不足等により、前項の口座振替ができなかった場合は、本クラブの指定する時期までに現金で支払うものとします。この期日までに支払いがない場合、利用をお断りすることがあります。
- 4 既納の月会費等は、事由のいかんを問わず返還しません。
- 5 本クラブは、月会費等を変更することがあります。この場合、1カ月前までに会員に告知します（消費税率変更に伴う金額変更は除く）。
- 6 前項の告知は、本クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等、本クラブ所定の方法により行うものとします。

第9条（休会）

休会を希望する会員は本クラブ所定の休会届に必要事項を記入し、所定の手数料とともに、休会希望月の10日（10日が営業休日の場合は翌日）までに届け出るものとします。この場合、休会希望月の末日をもって、休会とします。

第10条（退会）

退会しようとする会員は本クラブ所定の退会届に必要事項を記入し、退会希望月の10日（10日が営業休日の場合は翌日）までに届け出るものとします。この場合、退会希望月の末日をもって、退会とします。

第11条（会員の除名）

会員が次の各号の一つに該当した場合、本クラブは、その会員を除名することができます。

- (1) 本会則、および本クラブが定める諸規則に違反した場合
- (2) 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱し、または他の利用者に迷惑をおよぼすなど、会員としてふさわしくない行為をした場合
- (3) 会費等の支払いを怠った場合
- (4) 第15条第1項第1号から第10号までに該当する行為を繰り返した場合
- (5) 第4条に定める入会資格のいずれかを満たさなくなった場合、または同条の入会資格を満たしていると偽って会員資格を取得した場合
- (6) 前各号のほか、会員としてふさわしくないと本クラブが認めた場合

第12条（会員資格の喪失）

会員は次の事由により資格を喪失し、会員としての一切の権利を失うものとします。

- (1) コープこうべ組合員の資格を喪失したとき
- (2) 会員自身の退会申し出があり、本クラブがこれを承認した場合
- (3) 会員本人が死亡したとき
- (4) 第11条により除名されたとき
- (5) 第20条によりクラブを閉鎖したとき

2 前項の場合、会員はすみやかに会員証を返還しなければなりません。

第13条（ビジター）

本クラブは、本クラブが認めた場合に、会員以外の組合員にビジターとして施設を利用させることがあります。

2 前項により施設利用を認められた組合員は、所定のビジター登録書にて登録し、登録証を取得するものとします。登録完了以降もビジターとして本クラブ施設を利用する場合、登録証を提示しなければなりません。

3 ビジターは、別途定める施設利用料を支払うものとします。

第14条（会則・諸規則の遵守）

会員およびビジター（以下、まとめて利用者という）は本クラブ諸施設利用にあたり、本会則及び施設内諸規則を遵守しなければなりません。

2 利用者は本クラブ諸施設利用にあたり、担当インストラクターの指示に従わなければなりません。

3 クライミングエクササイズの利用者は、必ず初回安全講習を受けなければなりません。

第15条（禁止事項）

利用者は、本クラブ施設において、以下の行為を行ってはなりません。

(1) 酒気を帯びての施設利用

(2) 他人の施設利用を妨げる行為

(3) 許可なく施設内を撮影すること

(4) 許可なく物品を売買し、または個人・団体指導等の営業行為・勧誘行為をすること

(5) 他人を誹謗、中傷する行為

(6) 他人に対する暴力行為や威嚇行為

(7) 動物、危険物等、他人に危害を及ぼし、または不快感を与えるおそれのあるものを館内に持ち込もうとすること、または持ち込むこと。

(8) 施設内での喫煙

(9) 本クラブスタッフの指示に反する行為

(10) その他、施設内の秩序を乱す行為

2 本クラブは、利用者ないし利用者が未成年者である場合のその親権者が前項各号の一つに該当するとき、または第4条2号、4号、6号から9号に反することが判明した場合は、入場または施設利用を禁止し、退場を指示することができるものとします。

第16条（免責）

本クラブ施設内で、利用者が負傷する事故が発生した場合、本クラブは、本クラブの故意・過失による場合を除き、責任を負いません。

2 利用者相互間に生じたトラブルについては、当事者である利用者相互間にて解決するも

のとし、本クラブは、一切の責を負わないものとします。

第17条（紛失・盗難等）

本クラブは、本クラブ施設内で利用者の携行品の紛失や盗難が生じた場合、本クラブの故意または過失による場合を除き、当該利用者が被った損害について一切の責を負わないものとします。

第18条（利用者の損害賠償責任）

利用者は、自己の責に帰すべき事由により、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責を負うものとします。

第19条（施設の一時的閉鎖・一時的休業）

次の各号の一つに該当する場合、本クラブは諸施設の全部または一部を一時閉鎖または一時休業することがあります。この場合、第3号または第4号に該当する場合を除き、1週間前までにその旨を告知するものとします。

- (1) 定期休業等による場合。
- (2) 本クラブ施設の増改築、修繕、点検等により、やむを得ない場合。
- (3) 天災地変等の不可抗力により、その災害が会員に及ぶと本クラブが判断する場合、または営業が困難であると本クラブが判断する場合。
- (4) 前各号のほか、施設の安全上、その他重大な事由によりやむを得ない場合。

2 前項の告知は、本クラブ施設内の所定の掲示場所への掲示、ホームページへの掲載等の方法により行うものとします。

第20条（本クラブ施設の閉鎖）

次の各号の一に該当する場合、コープこうべは本クラブ諸施設を閉鎖し、すべての会員は、本クラブが定める閉鎖日において、会員資格を喪失するものとします。この場合会員は異議を唱えないものとします。

- (1) 法令の制定改廃または行政指導により運営が不可能となった場合
- (2) 災害その他により施設の被害が大きく運営が不可能となった場合
- (3) 著しい社会・経済情勢の変化その他やむを得ない事由が発生した場合

2 前項の事由により本クラブを閉鎖する場合には、災害等やむを得ないときを除き、3カ月前までに前条2項と同様の方法により告知するものとします。

第21条（個人情報の取扱い）

当スクールは、会員の個人情報を、個人情報の保護に関する法律等の法令等、およびコープこうべが別途定める「コープこうべ個人情報保護方針」に則り、適切に取り扱うものとします(<http://www.kobe.coop.or.jp/privacy/>)。

第 22 条（本会則の改定・変更）

本クラブは、サービスの充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その他サービスの円滑な実施のため必要がある場合は、本会則を変更することができます。この場合、本クラブ施設の利用条件は、変更後の会則によるものとします。

- 2 前項の場合、本クラブは、本会則を変更する旨、変更後の本会則の内容および変更の効力発生日について、あらかじめ変更の効力発生日までの間にホームページ上、もしくは施設内への表示など、当施設が定める方法により、利用者への周知を図ります。

（附則）

本会則は、令和 2 年 3 月 1 日から発効します。

2020 年 2 月改定